

飲食店 オフィス・事業所 工場 ホテル・旅館 船舶・鉄道 など

多くの人が利用するすべての施設において、

2020年4月から 原則 屋内禁煙となります。

全ての人に屋内禁煙を守る義務が課されています！

施設の管理権原者等の主な義務内容



原則 屋内禁煙

■灰皿等の喫煙器具・設備の設置の禁止

■喫煙しようとする者への喫煙中止や退出を求める など

※屋外に喫煙場所を設置する場合も、利用者が多く集まるような場所や建物の出入口付近には設置しないよう配慮義務があります。

ただし、施設内での喫煙を可能にするためには、法律に基づき、以下のルールを守る必要があります。

喫煙室の 設置

喫煙室を設置する場合は、「たばこ煙の流出を防止するための技術的基準」をすべて満たす必要があります。

留意事項

■既存の施設において、管理権原者の責めに帰することができない事由により、屋外排気ができない場合は、「脱煙機能付き喫煙ブース」の設置が認められています。

■「喫煙専用室」では、喫煙以外の行為（飲食、事務作業等）は禁止されています。

例外・経過措置

■既存の経営規模の小さな飲食店は店舗全体もしくは一部を喫煙可能とすることができます。

■「指定たばこ専用喫煙室」および「喫煙目的室（喫煙を目的とするバー等）」では、飲食等も可能です。

※喫煙室の設置についての詳細は裏面をご覧ください。



20歳未満の 立入禁止

受動喫煙による健康被害が大きい20歳未満の方は、喫煙エリアに立ち入ることはできません。（従業員や配送作業員等も含まれます。）



標識掲示が 義務付け

施設および喫煙場所の入り口において、標識の掲示が必要となります。

標識例



【注意】義務違反に対して、指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

詳しくはこちら

厚生労働省ホームページ

なくそう!望まない受動喫煙



那覇市ホームページ

那覇市 受動喫煙防止対策



喫煙室の類型

	基本的には ① 喫煙専用室	例外・経過措置		
		指定たばこのみ喫煙させる場合 ② 指定たばこ専用喫煙室	2020年4月1日時点で営業している小規模の飲食店の場合 ③ 喫煙可能室（店）	喫煙を目的とするバー・スナック ④ 喫煙目的室（店）
要件等	喫煙のみ可能 ただし、②～④の要件等に該当する場合は、②～④の設置も可	指定たばこのみ喫煙可能 ・ 加熱式タバコ アイコス など	下記すべてに該当 (1)個人営業または資本金（出資）の総額が5,000万円以下の中小企業 (2)客席面積が100㎡以下 保健所への届出が必要！ 2020年3月～受付予定	・ たばこ小売販売業の許可又は出張販売の許可を得てタバコの対面販売をしている。 ・ 設備を設けて飲食をさせる営業（主食を除く）を行うもの。
飲食の提供	 ×	 ○	 ○	 ○
設置場所	施設の一部	施設の一部	施設の一部、又は全部	施設の一部、又は全部
管理権原者の責務	たばこ煙の流出を防止するための技術的基準	①～③すべてを満たす必要があります ①出入口において室外から室内に流入する空気の流れが0.2m毎秒以上 → 概ね3月以内毎に気流の測定を実施、記録することが望ましいとされている。 ②たばこ煙が室内から室外に流出しないよう壁、天井等によって区画されていること ③たばこ煙が屋外又は外部に排気されていること ※施設内が複数階に分かれている場合は、壁・天井等で区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取扱も可能 ※③④で、店舗全体を喫煙可能とする場合は、壁・天井等によって区画されていること		
	標識の掲示	 喫煙専用室等の出入り口及び施設の出入り口に標識を掲示 ＊市内店舗へは①喫煙専用室または③喫煙可能室（店）標識ステッカーを無料配布 ＊標識例は厚労省ホームページよりダウンロード可		
	立入制限	 20歳未満は立入禁止（従業員を含む）		
	書類の保存	—	—	・ 客席の床面積にかかる資料 ・ 会社の場合は、資本金（出資）の総額にかかる資料



注1 大規模会社が発行済株式の総数2分の1以上を有する場合などを除く

相談・支援窓口

◆受動喫煙防止対策の技術的な相談

事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の要件への対応など技術的な内容について専門家による電話相談です。

【相談先】一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
TEL：050-3537-0777

◆喫煙室などの要件の確認や職場環境の実態把握

職場環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計、風速計の無料貸し出しなど。（機器の往復の送料も無料）

【相談先】柴田科学株式会社 TEL：03-3635-5111

◆受動喫煙防止対策助成

中小企業の職場での受動喫煙対策にかかる費用の助成について

【相談先】沖縄県労働局 基準部 健康安全課 TEL：098-868-4402

◆相談窓口は管轄の保健所へ

那覇市内の事業所については那覇市保健所
TEL：098-853-7961

那覇市保健所への届け出方法

◆記載内容

- ①喫煙可能室（店）設置施設の名称、所在地、営業許可番号、営業許可日、車両番号等 ※鉄道、船舶等に設置する場合
②施設の管理権原者の氏名または法人名、代表者名（法人の場合のみ）、住所

◆提出先（郵送可） ※郵送代はご負担ください。

〒902-0076 沖縄県那覇市与儀1丁目3番21号 那覇市保健所 健康増進課 ☎098-853-7961 FAX098-853-7965

「那覇市 喫煙可能室」で検索

